

【勤務地：東京都新宿区】

## 任期付職員の採用について

内閣官房では、任期付職員を次のとおり募集いたします。

<u>職 種</u>	任期付職員
<u>採用期間</u>	平成 30 年 11 月 1 日から平成 32 年 10 月 31 日までの 2 年間 (職務の状況によっては任期更新もあり得る)
<u>採用人数</u>	1 名
<u>資 格</u>	<p>人工衛星等の打上げ業務に関する専門的知識を有し、且つその業務経験（3年程度もしくはそれと同等と認められる期間）を有する者。</p> <p>なお、以下に該当する方は、応募できませんのでご了承下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 日本国籍を有しない者</li><li>2 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員になることができない者<ul style="list-style-type: none"><li>○ 成年被後見人、被保佐人</li><li>○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者</li><li>○ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者</li><li>○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</li></ul></li></ol>
<u>職務内容</u>	<ol style="list-style-type: none"><li>①人工衛星等の打上げやその安全監理関係などに関する業務</li><li>②人工衛星等の打上げに係る安全技術、新型ロケット等宇宙システム機の安全技術に関する調査</li></ol>
<u>就業場所</u>	東京都新宿区に配属予定
<u>待遇等</u>	採用後は、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号。以下「任期付職員法」とい

う。)に基づき、常勤の国家公務員として採用します。  
給与については、任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき、これまでの経歴等を考慮して決定します。

## 応募要領

次の書類を郵送にてお送り下さい。

なお、応募書類は返却いたしません。また応募書類に記載された個人情報、本採用に関する手続き以外の目的には使用いたしません。

- ① 履歴書（市販の用紙で可）※要、顔写真貼付
- ② 志望理由をまとめたもの（A4 横書）
- ③ これまでに従事した業務の内容を具体的にまとめたもの（A4 横書）

※③について専門知識・経験に関する資料（学会誌、社内報等への寄稿文など）があれば併せてご提出ください。

### <応募書類の宛先>

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

内閣官房 内閣情報調査室 内閣衛星情報センター  
管理部総務課 任期付職員採用担当

### <お問い合わせ等について>

※採用に関するお問い合わせは、FAX のみお受けいたします。

FAX 番号：03-3267-9547

質問事項、氏名、連絡先を明記の上、上記 FAX 番号にお送りください。担当者よりご連絡させていただきます。

（電話によるお問い合わせはお受けいたしかねますので、ご遠慮頂きますよう予めご了承下さい）

## 応募締切日

平成30年9月14日（金）必着

※ただし、応募締切日前に受付を終了する場合があります。

## 試 験

書類選考後、合格者に対し面接試験を行い、合否を決定します。面接試験の日時等は書類選考合格者にのみ連絡いたします。

9月28日（金）までに面接試験の連絡がない場合には、書類選考が不合格となりますので、ご了承下さい。